

# 審議会等の委員の公募要領

## 1 趣 旨

この要領は、「審議会等の設置及び運営に関する要綱」（以下「審議会等要綱」という。）第3の(7)に規定する委員の公募制（以下「公募制」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## 2 公募制を導入する審議会等

公募制の導入は、審議会等の所掌事務又は設置目的等を勘案のうえ行うものとし、概ね次の基準によるものとする。

### (1) 公募制の導入が適当である審議会等

ア 県民生活に関連のある政策分野における計画の策定等の審議等を行うもの

イ 県民に身近な社会問題等について審議等を行うもの

### (2) 公募制の導入が適当でない審議会等

ア 高度に専門的な事項について審議等を行うもの

イ 特定の個人、団体等に関して審議等を行うもの

ウ 法令、条例等の規定に基づき特定の公職者等を充てることとされているもの

## 3 応募者の資格

公募制における応募者の資格は、原則として次のとおりとする。ただし、審議会等において、性格、審議事項等の観点から、必要に応じて資格を定めることができるものとする。

(1) 富山県内に在住する者

(2) 国若しくは地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない者

(3) 県の審議会等の委員でない者

## 4 募集人員

公募制により選任する委員（以下「公募委員」という。）の募集に当たっては、あらかじめ、その募集人員を定めるものとする。

## 5 公募の周知

審議会等の委員の公募を行うに当たっては、広く県民に周知するものとし、募集案内の周知項目及び活用する広報媒体等は次のとおりとする。

### (1) 募集案内の周知項目

ア 審議会等の名称及び審議事項

イ 公募の趣旨

ウ 募集人員

エ 応募資格

オ 応募方法

カ 応募期間

キ 選考方法

ク 選考結果の通知及び開示

ケ 問い合わせ先

コ その他参考となる事項

### (2) 活用する広報媒体等

県の広報媒体（県広報誌、テレビ、ラジオ等）、県のホームページ、記者発表等

## 6 公募委員の選考

(1) 公募委員の選考は、所管部局長、次長、担当課長等の合議により行うものとする。

(2) 公募委員の選任に当たっては、当該審議会等の設置目的等を勘案し、必要に応じて小論文の提出、面接、抽選等を行うものとする。

## 7 選考結果の通知及び提供

(1) 公募委員の選考結果は、速やかに応募者本人に通知するものとする。

(2) 応募者本人は、試験等の結果に係る情報の提供に関する事務取扱要領第3の規定により選考結果を口頭により請求することができる。この場合において、担当課は選考結果のうち総合得点及び順位を同要領第4の規定により提供するものとする。

## 8 その他

この要領に定めるもののほか、公募制に関し必要な事項は、それぞれの審議会等を所管する担当課長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成14年9月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年12月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年11月7日から施行する。